

# 鹿児島県広報誌「グラフかごしま」広告掲載募集要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）が発行する広報誌「グラフかごしま」（以下「グラフかごしま」という。）への広告掲載に係る募集について、必要な事項を定めるものとする。

## （広告の規格等）

第2条 広告を掲載できる「グラフかごしま」の発行回数などの仕様及び広告掲載料の基準となる額については別に定める。

## （広告の内容等）

第3条 「グラフかごしま」への広告は、次に掲げるものについては掲載しない。

- (1) 要綱第3条第1項各号及び鹿児島県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）第2の各号に定める広告の内容のもの
- (2) 要綱第3条第2項各号及び第3項各号に定める広告主に係るもの
- (3) その他「グラフかごしま」への広告として適当でないと知事が認めるもの

## （広告掲載希望者の募集）

第4条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、県ホームページにより公募するものとする。

- 2 広告掲載希望者は直接応募ができるほか、事業を受託する者（以下「広告取扱業者」という。）を通じて応募することができる。
- 3 広告の枠を新たに設定したとき又は広告の枠に空きが生じたときには随時に公募を行うことができるものとする。

## （申込み）

第5条 前条の募集に対する申込みは、県の指定する期日までに県広報誌「グラフかごしま」広告掲載申込書（別記第1号様式）により行わなければならない。

## （決定）

第6条 知事は、第4条の募集に対し応募があったときは、申込みの内容が、要綱及び表示基準並びにこの要領に適合するかどうかについて審査し、掲載可能な広告の中から広告掲載者を決定する。

- 2 各年度、広告掲載の初回募集においては、広告掲載者を次のとおり決定する。
  - (1) 広告掲載希望者の第一希望枠について、募集枠数を超える応募があった場合は、抽選により決定する。
  - (2) 第一希望枠の抽選に外れた広告掲載希望者は、第二希望枠をもって広告掲載枠を決定する。なお、第二希望枠について、募集枠数を超える応募があった場合は、当該広告掲載枠を第二希望枠とした広告掲載希望者間で、抽選により決定する。

- 3 第4条第3項に定める随時募集においては、申込みが早かった順に広告掲載者を決定し、同時に複数申込みがあった場合は、抽選により決定する。
- 4 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知するとともに、決定した旨を県ホームページで公表しなければならない。

(契約の締結)

第7条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、鹿児島県広報誌「グラフかごしま」広告掲載契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。この場合、広告掲載希望者が広告取扱業者を通じて申し込んだ場合は、広告取扱業者と契約を締結するものとする。

(広告の作成及び提出)

第8条 広告は、広告掲載者又は広告取扱業者が作成するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告掲載者又は広告取扱業者が負担するものとする。
- 3 広告掲載者又は広告取扱業者は、作成した広告を県が指定した日までに、県が指定する方法で県が指定した場所に提出するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により提出された広告の内容等が第3条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを表示するものとする。

(広告掲載者等の責務)

第9条 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の内容その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者又は広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告掲載者又は広告取扱業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、鹿児島県PR・観光戦略部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。